

平成 22 年度観光施策

第 1 章 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

第 1 節 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 1 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
 - (1) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を図り、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、地域の民間組織や地方公共団体、観光関係者や地域住民等の関係者が一体となった観光振興の取組を総合的に支援する。また、自ら収益を上げ、自立して観光まちづくりに取り組む事業体の創出支援を図るため、「まちづくり事業体（観光地域づくりプラットフォーム）」の立ち上げを試験的に支援し、体制づくりにおける課題・解決策等を整理する。
 - (2) 地域の特色ある産業等の地域資源を活用した、高付加価値で集客力のある集客・交流サービスの実現のための環境整備を「地域集客・交流産業活性化推進事業」により支援する。
- 2 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備
訪日外国人旅行者数の更なる拡大に対応するため、必要な情報の提供や人材育成等を通じて、ホテル・旅館における外国語接遇等の充実強化を図る。

第 2 節 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

- 1 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
文化財等の保存・活用及びナショナルトラスト運動の推進を図る。
- 2 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
自然保護思想の普及、国立・国定公園の保護と利用、世界自然遺産地域の適正な保全管理等を進める。
- 3 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発
特に外海に位置する離島の本土とのハンデキャップを克服するための取組を支援するため、平成 21 年度に実施した「島づくり地方再生推進調査」を「離島の活力再生支援事業」として拡充し、離島地域の観光振興を図る。

第 3 節 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

国際拠点空港、高速道路等交通施設の整備を推進する。

第 2 章 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

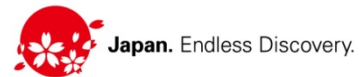
第 1 節 観光産業の国際競争力の強化

観光産業の新たなビジネスモデルの構築や旅館街の面的再生に向けて、これまでに実施した実証事業のフォローアップ等により、課題・問題点の整理を行った上で、そのノウハウの普及・啓発を行い、観光産業の生産性向上や国際競争力の強化を図る。

第 2 節 観光の振興に寄与する人材の育成

「観光経営マネジメント教育に関する産学官連携実践ワーキンググループ」において検討を行った「観光経営マネジメント人材育成のためのカリキュラムモデル」の大学での実践や、社会人講座の開催等を通じて、観光経営マネジメント教育の普及を図る。また、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」において、観光産業、大学双方のニーズが明らかとなった「産学連携による共同研究」の実施等に取り組み、産学官連携の更なる強化を進める。

第3章 国際観光の振興



第1節 外国人観光旅客の来訪の促進

▲訪日観光に関する海外市場向け
新キャッチフレーズ・ロゴ

1 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

- (1) 平成22年を「ビジット・ジャパン・イヤー」と定め、民間企業等の協力による各種割引・特典の提供等を含めた集中キャンペーン期間を設定するとともに、訪日旅行者の拡大が期待できる新規市場であるインド、ロシア、マレーシアを新たに重点市場に追加し、全15市場で訪日旅行促進のためのプロモーションを行い、目標達成を図る。

さらに、平成22年以降の訪日外国人旅行者について、平成25年の1,500万人、将来的には3,000万人といった新たな目標を設定し、これに向けて、「訪日外国人3,000万人プログラム」を設定した。

特に、平成22年度からは「尽きることのない感動に出会える国、日本」という意味を込めた「Japan. Endless Discovery.」という新たなキャッチフレーズ・ロゴを導入するとともに、観光立国を推進する「日本の顔」としてふさわしいイメージリーダー、「観光立国ナビゲーター」として人気グループ「嵐」の皆さんにボランティアでご協力いただくこととなった。

- (2) (独)国際観光振興機構(JNTO)においては、海外事務所を通じ、最新の現地ニーズの把握・分析を行い、市場に即した効果的なプロモーションを展開しており、平成22年度事業では、ウェブサイトによる日本観光情報の発信、日本の認知度向上のための海外メディア取材への支援、海外の旅行業界の人材育成、海外の旅行会社に対する新規需要開拓のための先駆的なツアー造成販売支援等を強化していく。

- (3) コンテンツの海外情報発信力強化を目指し開催を行っている「JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)」について、平成22年度においては、6月には上海万博の開催に合わせ、「コ・フェスタ in 上海」を開催するなど、海外でのイベントへの出展や連携などを行う。

また、近年世界的に若者の間で人気の高い日本のポップカルチャーを積極的に活用し、我が国に対するより一層の理解促進や信頼醸成を目指す。

- (4) 高品質な観光を求める海外ラグジュアリー層をターゲットとするビジネスモデルを構築するため、我が国の「ラグジュアリー・トラベル・マーケット」の整備を推進する。

2 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

国際会議のみならず MICE (Meeting, Incentive travel, Convention, Event / Exhibition) 全般の振興を図るべく、平成22年を「Japan MICE Year」として、我が国が MICE の開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピールする。また、国内的にまだ浸透しているとは言い難い MICE の意義等についても広く周知していく。なお、人材育成、国内会議の国際化、MICE 施設のあり方調査など MICE 推進のための環境整備等についても取組を進めていく。



3 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等

▲「Japan MICE Year」
ロゴマーク及びキャッチフレーズ

- (1) 中国人観光客については、団体に加えて個人で訪日する際にも査証を発給しているが、平成22年7月からは個人で訪日する際の発給要件を緩和する(「一定の職業上の地位及び経済力を有する者」に対して発給、中国本土の全7公館で申請受付、取扱旅行会社を48社から290社に拡大)。また、予想される申請件数の増加に対応できるよう、大使館や総領事館における査証審査体制の整備に努めていく。

- (2) 概ね2,000人以上が乗船する外航大型客船について、入港前に船上で審査を行うことにより、到

着港における上陸審査待ち時間を解消する取組を強化するとともに、定期便が就航している年間入国者数が多い空海港において、出入国審査手続に関する補助等を行う「審査ブースコンシェルジュ」を効果的に配置し、待ち時間の更なる短縮を図る。

- (3) 通訳案内士制度の見直しについては、平成 21 年 6 月より「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成 22 年 6 月をめどに結論を得る。

第 2 節 国際相互交流の促進

平成 22 年 9 月「第 6 回 APEC 観光大臣会合」を奈良県で開催することから、開催に向けて本格的な取組を行うことにしている。

その他、平成 22 年度は日本アセアンセンター、UNWTO（アジア太平洋センター含）等と協力し、観光プロモーション、持続可能な観光開発、観光分野の人材育成を実施する。

第 4 章 観光旅行の促進のための環境の整備

第 1 節 観光旅行の容易化及び円滑化

国を挙げて取り組むべき重点戦略分野として位置付けられている休暇取得の分散化について、「観光立国推進本部・休暇分散化ワーキングチーム」において、具体策について検討を進める。

また、地域において、企業の有給休暇取得促進と学校休業日の柔軟な設定により、大人と子どもが一緒に休む「家族の時間づくり」を目的とした「休暇取得・分散化促進実証事業（家族の時間づくりプロジェクト）」を実施する。

第 2 節 観光旅行の安全の確保

市町村長の避難判断を支援するほか、平成 22 年 5 月から、旅行者に対しても分かりやすいように市町村名を明示した気象警報・注意報の発表及び局地的に発生し急激に発達する激しい突風や雷による災害の防止・軽減に向けて「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供を開始する。

第 3 節 新たな観光旅行の分野の開拓

「文化観光の促進」として、日本最大の国際短編映画祭「ショートショートフィルムフェスティバル 2010」に観光部門を設立し、全国から寄せられた作品及び観光庁制作フィルム「青春マンダラー！」を映画祭内で上映し、観光振興促進のツールとして活用する。



▲観光庁制作フィルム
「青春マンダラー！」の一場面

また、「医療観光の推進」として官民が一体となり海外プロモーションを積極的に展開し、外国人患者等の渡航・受入環境整備、地域の特色を生かした医療観光ツアーの多様化・高付加価値等を総合的かつ戦略的に推進する。

さらに、「スポーツ観光の推進」としては、スポーツと観光の相互乗り入れを実現するスポーツ観光のより一層の普及・定着を図るため、普及啓発や各種取組支援、地元協議会への参画・助言等を関係省庁との連携により総合的に実施する。

第 4 節 観光地における環境及び良好な景観の保全

地域の特性を生かしつつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進することとしており、観光分野における取組事例としては、例えば、ホテルの食品残さを堆肥化し、それで栽培した農作物をホテルのメニューに採用する取組等が挙げられる。

第 5 節 観光に関する統計の整備

宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の調査対象の拡充、新たに訪日外国人の旅行消費に関する統計の整備を行うとともに、観光事業者等の売上や就業実態等の調査の実施に向け、調査方法等の検討を行う。